

平成29年第2回霧島市議会定例会、市政運営の状況報告

はじめに、既に新聞等で報じられております有害鳥獣捕獲報償費に関する事案について、ご説明申し上げます。

本市では、鳥獣個体数の増加による農林産物等への被害を抑制するため、市が霧島市捕獲隊に属する捕獲従事者に対し、有害鳥獣の捕獲指示を行い、当該有害鳥獣を捕獲した捕獲従事者が、「有害鳥獣捕獲実績報告書及び尾、両耳、個体写真等の証拠品」を市に提出し、市で、これらの証拠品等を確認後、報償費を交付しております。

本制度につきましては、これまで、市が選任する捕獲従事者との信頼関係に基づき、取組を進めてまいりましたが、昨年7月に、本市の職員により、虚偽報告の疑いがあることが確認されたことから、市職員による「検証チーム」や、外部委員を含む「有害鳥獣捕獲報償費事案検討委員会」を設置し、検証を行いました。その結果、国の制度が開始された平成25年度から平成28年度までの4年間における捕獲件数1万1,327件のうち、虚偽報告の疑いがあると市が判断し、捕獲者本人も虚偽報告であると認めた件数が252件、捕獲者本人は虚偽報告であると認めていないものの、市として虚偽報告の疑いがあると判断した件数が9件ございました。

本市におきまして、このように虚偽の報告により報償費を受給するという重大な事案が発生しましたこと、また、これまで、そのような虚偽の報告を見抜けなかったことにつきまして、私といたしましては、誠に遺憾でありますとともに、皆様にも大変な御迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

虚偽の報告を行った捕獲従事者に対しましては、1年間又は2か月間の捕獲従事者資格の停止という厳正なる処分を科すとともに、虚偽報告に係る報償費の全額返納を求めることといたしております。

なお、今後、二度とこのような事案が発生することのないよう、捕獲実績の報告期限の明確化や、提出用写真の撮影方法等の厳格化、さらに、捕獲実績の確認体制の強化などの具体的な対応策を規定した「霧島市有害鳥獣捕獲報償費交付事務取扱要領」を制定したところであり、今後、本要領に基づき、制度の厳格かつ適正な実施に努めるとともに、再発防止に全力を尽くしてまいります。